

相生市議会だより

第127号

平成29年11月10日

発行：相生市議会〈相生市旭一丁目1番3号 ☎23-7122〉

編集：議会報編集委員会



新聞遊び（矢野川保育所）

九月議会から

九月定例会は九月五日から九月十四日までの十日間にわたって開催されました。

今期定例会では、報告二件、補正予算二件、事件案件一件、人事案件二件を審議し、すべての案件は、可決、了承等されました。その主なものは七〇八ページにまとめました。

また、平成二十八年度各会計決算の認定については、決算審査特別委員会が設置され、その審査結果は十二月議会において報告されることになっています。

一般質問は、六人の議員が行い、市当局の現況方針等考え方をただしました。その概要については、二〇五ページにまとめました。



(九月議会)
一般質問

地籍調査について

みやくさ 宮 艸
まき 真 木

問 現状の進捗状況について、お伺いします。

答 昭和二十六年に国土調査法が制定され、現在は第六次国土調査事業十箇年計画に基づき地籍調査が実施されています。

地籍調査による効果は、災害復旧の迅速化のほか、公共工事や土地取引での円滑化、また、境界に関わるトラブルの防止等、土地に関わる様々な場に現れており、正確な土地情報を次世代に残すことは我々世代の責任と考えています。

平成二十八年度末での全国の地籍調査進捗率は五十二％で、兵庫県平均では約二十五％です。相生市は平成十九年度より事業着手して、平成

二十八年度末では、坪根地区、矢野町では神地区、中野地区、能下地区及び小河地区、若狭野町では寺田地区、八洞地区、福井地区、出地区、下土井地区及び若狭野地区の計十一地区が完了しています。

地籍調査の着手にあたり、相生市の地形的条件は、地域のほとんどが山林で囲まれており、住宅部分は地域の十五％で、平地が少ない地形であり、土地の利用頻度や境界を明確にする必要性を考慮し、約七十五％を占める山林部を除いて平地部分を主に、調査を進める事になっています。

この調査対象となる平地部分十四・九二平方キロメートルに対する現状の進捗率は十二・五％です。これに加えて、区画整理事業などにより面的な整備がされた区域を加算すると、実質三十四・一％の地籍が明確化されています。

問 進める上での問題点について、お伺いします。

答 現在の土地に関する情報は明治時代の精



G P S 測量機

度の低い物を基にしているため、現地を明確に表していないものが散見され、これら不整合箇所については、法務局の登記官との協議により地図訂正等が必要です。

また、不動産の関心の低下等により、登記名義人の死亡時、相続登記がなされず、長期間放置される場合は、権利関係が複雑になるため戸籍調査が必要となります。

このような非常に専門性を必要とされる業務の執行体制を整えることが今後の課題と考えています。

また、地籍調査事業は土地の境界という個人の財産権に関する調査であ

り、関係地権者の合意が必要であり、行政のみで判断できない要因が多いことや、調査済み地区平均で三百五十筆と、調査対象筆数が非常に多いことが問題点と考えています。

問 完了までの今後の予定について、お伺いします。

答 毎年一地区を新規調査地区として、矢野町及び若狭野町が完了するまで最短十七年は必要で、その後に市街地の調査に着手する予定です。

今後は次期の国土調査事業長期計画の中で実施地区、実施時期などを検討し調査体制の充実を図っていきます。

遺留金品について

みちお 道
くすた 楠 田

問 今年の四月に、朝日新聞に、「膨らむ遺留金 悩む自治体」との見出しで、遺留金問題の記事が、掲載されました。

遺留金に関する条例等については、市町村等の直営の入所施設があるところでは、遺留金の取り扱いについて要綱等があります。

遺留金処理に係る問題について、相続人のいない遺留金の処理方法である相続管理人の選任に当たっては、費用として少なくとも三十万円が必要

です。相生市における遺留金品問題の状況、今後の課題について、お伺いします。

答 生活保護を受けておられる方、または、それ以外で身寄りのない方がお亡くなりになり、市が葬儀を行うこととなった場合、遺留金品は葬儀費用に充てることとなります。

その上で、残余金が生じた場合は、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を請求し、その残余金を引き渡します。

しかし、その相続財産管理人を選任する費用が高額なため、残余金では賄い切れない場合は、選任請求は行わず、歳入歳出外現金として保管すべ

きであると考えています。現在のところ、市ではこのような歳入歳出外現金は、ありません。

生活保護受給者以外の方については、市のほうで、個人の資産に関して権限がありませんが、自治会長さん等から相談があった場合、生活保護受給者同様の手続きを踏む事になります。

なお、相続財産管理人の請求ができず、歳入歳出外現金として一時保管することになる金品が生じた場合の処理については、近年、全国的な問題となっておりますので、今後、自治体の歳入として取り扱うことのできる法整備等について、近隣市町と調整を図りながら要望していきたいと考えています。

- ・障がい者支援について
- ・児童虐待について

治 慎
しんじ
なべ 渡

問 ヘルプカード(※)と同じ目的の事業として、「あんしん見守り事業(※)」を展開して

いますが、今後、より一層、対象者を拡大し、他の類似のグッズ等も合わせて統一したヘルプカードを作成し、障害者に対する理解を深めるとともに、つながりのあるまちづくりを目指して、このカードの普及を積極的に推進してはどうかと思いますが、見解を伺います。

答 六十五歳以上の方や認知症状のある方、障害者手帳をお持ちの方を対象に「あんしん見守り事業」を展開していますが、これは、警察、消防、病院等との捜索時の連携が目的であり、事前登録等の必要もありません。

このことから、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見からでは分からなくても、援助や配慮を必要とする方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるための一つの手段として、ヘルプカードは非常に有効であると考えているところです。

したがって、今後、ヘルプカードの導入・啓発につきましては、積極

的に検討していきたいと考えています。

問 虐待が原因で死亡した子どもは全国で五十二人、そのうちゼロ歳児が三十人を占めており、母親の妊娠期間中からの切れ目のないケアが、今後、必要であることを示唆しています。

答 ゼロ歳児への虐待を防止する母親の産後ケアについて、その進捗状況をお聞かせ願います。

答 育児等の援助が受けれられない産婦で、産後の心身の不調や育児不安のある等、支援が必要と認められる方には、産後ケアは重要な事業であると考えていますが、まだ取り組みは進んでいません。

本年八月には、国の産後ケア事業ガイドラインも取りまとめられましたので、事業の実施時期、実施体制や実施方法を検討し、子育て世代包括支援センターで取り組んでいきたいと考えています。

問 以前から民生・児童委員の協力のもと、乳児のいる家庭の訪問を行っており、どこよ

りも早く、先進的な展開を行っていますが、訪問時の独自の工夫等があれば、お聞かせください。

答 地域の民生・児童委員の皆様には、現在、見守り活動について大変お世話になっております。特に、主任児童委員の皆様には、子育てネットワーク推進協議会の参加団体として日常的な声かけや見守り活動、子育て家庭応援運動を実施していただいています。

相生市独自の形では、平成二十六年年度から子育て応援券の配布などを行っていただいております。地域の状況などを見守っていただいているという状況です。

また、全戸訪問としては、生後四カ月までのお子様がいらっしゃる子育て家庭に全戸訪問することには赤ちゃん事業を実施しています。今年度からは子育て世代包括支援センターの保健師が新生児訪問以外のご家庭について訪問をし、全戸の子育て家庭の状況を把握し、それにより、民生・児童委員の皆様と、いろいろ情報共有をしながら

連携を図って対応しているところです。

- ・核兵器禁止条約について
- ・避難所の防災機能の強化について
- ・学校施設の整備について



修 崎
おさむ いわさき 岩

問 七月七日、国連で核兵器禁止条約が百二十二カ国の賛成で採択されました。

この条約は、日本の被爆者をはじめ、核兵器のない世界を求める世界各国と市民社会の多年にわたる取り組みが結実した壮挙です。

条約は、文字どおり核兵器を全面的に禁止する内容であり、核兵器に悪の烙印を押し、核兵器を違法化したものです。この同条約の採択をどう受け止めましたか。

答 本市では、非核平和核兵器廃絶による世界平

(※) ヘルプカード：障害のある方が災害時等に提示し、必要な支援や配慮を周囲に求めるために携帯するカード。
(※) あんしん見守り事業：高齢者等が外出時に急病や事故等にあった場合に、事前登録された緊急連絡先や関係機関に連絡するシステム。高齢者等には、携帯可能なあんしん見守りグッズ（緊急連絡先カード等）を交付。

和を皆様とともに願って
きました。また、平和首
長会議に加盟し、核兵器
廃絶と世界の恒久平和の
実現を目指していること
ろです。核兵器禁止条約
が多数の国連加盟国の賛
成で採択されたことは、
核兵器廃絶に向けた大き
な一歩として、まことに
喜ばしいことであると思
います。

問 唯一の戦争被爆
国である日本の政府
が同条約に背を向けるこ
ういう対応をどう考えま
すか。

答 世界で唯一の被爆
国でもある歴史を
振り返ってみても、被爆
者の方の胸中をおもんば
かつてみましても遺憾で
あると言わざるを得ませ
ん。

問 世界で唯一の戦争
被爆国である我が国
が、核兵器禁止条約に背
を向ける態度をとってい
ることは、内外の強い失
望と批判を招いており、
恥ずべき態度と言わざる
を得ません。同条約の署
名・批准を政府に求める
考えはありませんか。

答 平和首長会議国内
加盟都市会議が以前

から内閣総理大臣に要請
している核兵器禁止条約
の早期実現に向けた取り
組みの推進に、会議メン
バーとして賛同していま
す。

本市としては、今後も
非核平和を次世代に伝え
るべく、非核平和展、平
和祈念式典等の啓発事業
を継続しながら、世界の
恒久平和の実現に微力な
がら尽くしていきたいと
考えています。

問 学校施設の整備に
ついて、交付税措置
のある有利な起債も活用
し、トイレの洋式化と他
の施設整備を一体的・総
合的に、また計画的に進
めるべきではないでしょ
うか。学校施設の整備に
ついて今後どのように取
り組んでいきますか。

答 相生市公共施設
総合管理計画に沿っ



双葉小学校洋式トイレ

て、教育施設の長寿命化
を個別に図る必要があり
ます。

教育委員会としては、
長寿命化の改修を行う際
には、構造体やライフラ
インの更新に合わせ、教
育環境や設備面の改修を
行うことが、財源を有効
に活用することになると
考えています。

引き続き、施設整備に
取り組むうえでの有利な
財政措置や補助制度の活
用に関する研究、また、
整備を行う順番など、総
合的な検討を企画当局も
含め進めているところで
す。

山城通
状山一
感状通
指定バー
国跡につ
・マイナ
・カード
につい
て

ひでき 樹
たなか 中

問 国指定史跡感状山
城跡についてお伺い
します。地域振興が進め
やすくするように文化財
保護法の改正が検討され
ており、来年度中にも施
行を目指すと言われてい
ます。相生市には国指定史
跡としては唯一の感状山
城跡がありますが、その

管理状況及び利用状況並
びに修理改修状況をお伺
いします。

答 管理状況について
は、城内、登山道
の草刈りを年二回実施し
ており、また、県の文化
財保護指導委員が定期的
に巡視しており、必要な
保護管理方法の指導を受
け、適正に管理していま
す。また、利用状況につ
いては、市内の史跡めぐ
りコースに組み込んでい
ます。次に、修理改修状
況については、保護管理
が必要な場合は予算化を
し対応しています。平成
二十五年度には、石垣の
一部が崩壊しているとの
指摘があり、文化庁と協
議のうえ、補強工事をし
ています。



南曲輪群 (感状山城跡)

問 文化財保護法の改
正についての市の今
後の対応及び観光資源と
しての活用をお伺いま
す。

答 文化財保護法の改
正については、現状
変更を許可する権限を国
から市町村に権限移譲す
るものですが、今後、具
体的な法改正を受けて対
応を考えていきます。観
光資源としての活用は、
平成二十七年に改定を
行った、歴史・文化のふ
るさと散歩や観光パンフ
レットへの掲載、歴史民
俗資料館のホームページ
で感状山城跡を紹介して
います。

問 マイナンバー制
度の通知カードについ
てお伺いします。県内の
未交付率は二・一%です
が相生市の未交付カード
の現状及び保管期間・保
管状況をお伺いします。

答 マイナンバー制
度は、平成二十七
年十月から通知カードの
配布をしています。お
受け取りいただけしてい
ないカードは、九月一日現
在、百十七通あり、未交
付率は〇・九%です。保
管期間については当初三

力月でしたが、保管期間の延長は市に委ねられており、相生市においては、廃棄せずに保管しています。保管状況については、施設の上、管理台帳とともに厳重に保管しています。

問 未交付カードに対する今後の対応及びPRの方策についてお伺いします。

答 通知カードをお受け取りいただけない世帯については、通知カード廃棄後の再発行については手数料が必要となりますので、そういったことも含めて市民の方に周知していきます。

未交付先へのPRの方策については、市広報紙、ホームページへの掲載、また有効な周知方法について検討し、実施していきたいと考えています。

健全化の促進策として、河川管理用通路の整備を図ります。また、河川管理用通路の整備を図ります。

問 相生市は、一九五五年、地方財政再建促進特別措置法に基づ

く財政再建団体となり、一九六二年度に財政再建団体の指定を解除されました。二度とそのような事態に陥ってはなりません。現在の財政状況は、再建団体指定前夜と極めてよく似ていますが、どう思われますか。

答 は、文化会館の建設など、大規模な建設事業を行っていますが、健全化判断比率及び資金不足比率については、早期健全化基準や経営健全化基準以下の財政運営を行っています。現在の社会経済情勢においては、当時のような大幅な税収のぶれが生じることは考えられませんが、実施計画と長期収支を見通しながら、過去の過ちを二度と繰り返さないように市政運営を行っていますので、当時の状況と酷似しているとは考えてはいません。

問 矢野町真広の県道交差点に隣接した土地に、コンビニを誘致する計画について、進捗状況、問題点、見通しについて伺います。

答 平成二十七年から、大手コンビニエ

ンスストア企業より、真広交差点付近での出店可能性について相談を受けていますが、まず出店側の問題点として、企業が求める面積及び形状を満たす敷地の確保が困難であること、また許認可上の問題点として、建設予定地が集落区域外であるため、集落区域内での適切な土地の確保が困難であることを証明する交渉記録等の書類の提出が必要であること、また、農用地区域から除外するには、農用地区域外の土地に代替地がないことを明らかにする必要があることです。

問 この計画を進めるために、担当職員を配置し、体制を作ることが必要ですが、その姿勢を示していただきたい。

答 担当職員の配置については、相生市もつと活力上昇計画に基づき、地域の活性化を推し

問 愛老園と椿の園へ向かう矢野川にかかっている橋梁西詰の河川管理用通路から河川敷に転落する事故が三件あったとの訴えがありました。県の管理する通路に関するものですが、市として、安全対策等について、お聞かせください。

答 河川管理用通路は、河川管理者が河



進めるため、地域創生担当を配置しており、当該計画には、市街化調整区域における生活利便性の確保など、土地利用の検討も掲げていますので、地域創生を推し進めていく中で、御提案がありました点について特命を与えていきたいと考えているところです。

川巡視や水防活動、河川工作物の点検等の通路として設置しているものです。

従いまして、通過交通のような車両の通行は想定されておらず、防護柵等の対策については、性質上必要がないため施工は行っておりませんが、危険な箇所である交差点や橋梁の取り合い部等については、河川管理者と協議を行い、安全対策に努めていきたいと考えています。



河川管理用通路（愛老園・椿の園進入路付近）

平成29年第4回（9月）定例会の議決結果議員別の賛否

【賛成 ○ 反対 ×】

議案等番号	議案等の名称	議決結果	森下高明	田中秀樹	中野有彦	宮唄真木	後田正信	渡邊慎治	岩崎修	楠田道雄	三浦隆利	角石茂美	阪口正哉	前川郁典	大川孝之	吉田政男
報告第6号	平成28年度相生市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	了承	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
報告第7号	平成29年度相生市一般会計補正予算について処分の件報告	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9月定例会 議第42号	相生水管理センター長寿命化工事（第3期）委託に関する協定の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第43号	平成29年度相生市一般会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第44号	平成29年度相生市国民健康保険特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第45号	平成29年度相生市介護保険特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第46号	自治功労者の選出について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第47号	公平委員会の委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議長のため、表決には加わりません。

【議員名は議席順です】

委員会の審査から

民生建設常任委員会

（八月二十四日開催）

「国民健康保険制度改正について」

問 県移行によって財政にどのような影響を与えるのか、また、国保加入者の負担に変動があるのか。

答 県から示される納付額、標準税率等を踏まえ、最終的に被保険者からの納付額を幾らにするのか、また、当該納付額に対して繰り出しをどの位していかないといけないのか、今後の激変緩和措置如何によつては、影響は大きく出てくる可能性がある。また、相生市は所得割、均等割、平等割のいずれも低く抑えており、一人当たりの保険料調定額は県下市町で一番低く抑えている現状から勘案すると、現在の税率を維持するのは厳しいと考えている。

問 医療費水準に応じた税率にするということは、一人当たりの医療費が高い相生市においては、確実に税率が上がると思われる。かなりの引上げになれば、必要な医療が受けられない方も出てくる事態も考えられることから、赤字補正のための一般会計からの繰入れが必要ではないか。市として主体性を持って、できるだけ保険料負担を抑えていくことが必要ではないか。

答 県からは、今後示される保険料率は、あくまで一つの目安であり、市町においては、地域の実情を踏まえて、被保険者の負担を総合的に勘案しながら、保険料率を決定すること、また、激変緩和措置については、最長六年間、年間最大五・四％の上昇幅に抑える方向で調整していると聞いている。市としては、県から示される標準保険料率を踏まえ、財政調整基金からの繰入れ等を考えながら、被保険者に対する激変緩和措置に対応していきたい。



「ふるさと交流館・羅漢の里の管理運営について」

問 羅漢の里のコーナー、遊具及びBBQ（バーベキュー）コーナーの改修はどのようなものか。

答 コーナーについては、屋根の改修を年次計画に基づいて行っており、遊具については、老朽化が進んでいる箇所が見受けられたため、今年度において改修を行った。テント村の、BBQコーナーについては、改修等は行っていないが、大型テントの下に、テーブル、椅子及びBBQコンロを新たに設置している。

問 売上げのピークとなる七月、八月に向けて、どのような事業展開を行ったのか。また、八月の利用率は増加しているのか。それは、どのような営業努力によるものなのか。

答 指定管理者においては、ホームページを刷新し、宿泊予約状況が分かるようにすることも、広くPRするため、神姫バスのホームページともリンクしている。ま

た、神姫バスの車内電子広告においても、情報を掲載している。

ふるさと交流館への利用客の誘致については、株式会社ホープが指定管理を行っている、赤穂海浜スポーツセンターを利用しているサッカー等の団体に対して、リーフレットを配布するなどの宣伝活動を行っている。

八月の利用状況については、羅漢の里については、概ね予約で埋まっている。

総務文教常任委員会
(八月二十五日開催)

「地域創生（進行管理）について」

問 体験移住として、ふるさと交流館等の活用、市内の空き家の活用も検討するとあり、平成二十八年度の取組み結果として、市街化調整区域内の空き家の活用が難しいとあったが、どういうところが難しいのか。市街化区域なら可能なのか。

答 市街化調整区域では、農家住宅など用途が決まっており、一般

に貸し出すには用途変更が必要となる。区域に係なく空き家の活用は所有者の意向があり、難しい。

また、宿泊型の体験移住ツアーについては、旅行業者をはじめ近隣自治体の事例等を調査したが、応募する参加者が少なく難しいとのこと、日帰りツアーに変更し、実施した。

問 定住施策については、住むところだけではなく、働く場所も考えていかなければ定住は難しいと思うが、どう考えているのか。

答 定住と雇用については、市で雇用の確保は難しく、姫路市を中心とする連携中枢都市圏で考え、雇用は姫路市など、住む場所は相生市として考え、取り組んでいる。少しでも雇用につながるよう起業支援等も行ってきている。

問 市内の子育て世帯の声としては、「相生市は素晴らしい。」「相生市に住めば、子育てのこれだけの利点があります。」「と勧めていると聞

いている。一方、高齢者からは「恩恵を受けるような施策が何もない。」「という声を聞くがどうか。

答 コスモストーク等でも意見としていただいているが、近隣に比べ国民健康保険料を低く設定していることなど、高齢者に対しても他市町と遜色ない施策を実施していることを説明している。今後も、コスモストーク、広報紙など順次機会あることに周知していきたい。

九月議会で決まったこと

【報告】

◇平成二十八年度相生市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

・地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、実質収支が黒字のため該当なし。「実質公債費比率」「将来負担比率」は、早期健全化基準以下である。また、公営企業に係る「資金不足比率」についても、各会計に資金不

足が生じていないため該当なしとの報告を受けました。

◇平成二十九年度相生市一般会計補正予算について処分の件報告

・兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員の補欠選挙に関する予算の報告を承認しました。

【予算】

◇平成二十九年度相生市一般会計補正予算

◇平成二十九年度相生市国民健康保険特別会計補正予算

・補正の主なもの、ため池に係る耐震化対策整備計画策定に伴う計画作成等委託料、農業機械、設備の新規導入に伴う経営体育成支援事業補助金、ふるさと交流館の浴室給湯器の改修経費などです。

【事件案件】

◇相生下水管理センター長寿命化工事(第二期)委託に関する協定の變更について

・相生下水管理センター長寿命化工事協定の設計變更などに伴い、金額変

更するものです。

【人事】

◇自治功労者として次の方の選出に同意しました。

相生市旭三丁目

十二番二十一号

小西 高男 さん

相生市双葉二丁目

一番二十六号

大川 幸矩 さん

相生市赤坂二丁目

三番十八号

今井 敏之 さん

相生市那波東本町

五番十四号

武本 尚 さん

相生市矢野町真広

四十三番地一

山本 綾子 さん

相生市双葉二丁目

十四番十七号

頓宮 正之 さん

◇公平委員会委員として次の方の選出に同意しました。

小野市上本町二百七番地

廣井 正則 さん

議会活動状況

<8月>

- 10 議会報第126号発行
- 24 民生建設常任委員会
議会報告会検討委員会
- 25 総務文教常任委員会
- 29 議会運営委員会

<9月>

- 5 本会議 開会
- 6 本会議 再開
- 7 民生建設常任委員会
- 8 総務文教常任委員会
- 14 議会運営委員会
本会議 閉会
決算審査特別委員会
- 21 議会報編集委員会

<10月>

- 3 岐阜県関市議会行政視察来相
- 4 決算審査特別委員会
- 5 決算審査特別委員会
- 12 千葉県鎌ヶ谷市議会行政視察来相
- 17~19 民生建設常任委員会行政視察
(福岡県行橋市、佐賀県唐津市、
広島県尾道市)
- 23 議会報編集委員会
栃木県佐野市議会行政視察来相
- 24~26 総務文教常任委員会行政視察
(岩手県遠野市、岩手県盛岡市)
- 27 愛知県田原市議会行政視察来相

<11月>

- 1 茨城県鉾田市議会行政視察来相
- 6 市町正副議長研修会(神戸市)
- 7 岡山県津山市議会行政視察来相
- 8 熊本県水俣市議会行政視察来相
- 8 埼玉県深谷市議会行政視察来相
- 8 福岡県中間市議会行政視察来相
- 9 山口県下松市議会行政視察来相



第1回 議会報告会の開催風景

●相生市議会だよりは再生紙を使用しています。

決算審査特別委員会
の設置について

平成二十八年各会計歳入歳出決算の状況を審査するため、特別委員会が設置されました。委員は、次のとおり選出されました。

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 角石 茂美 |
| 副委員長 | 田中 秀樹 |
| 委員 | 宮野 真木 |
| 委員 | 岩崎 修 |
| 委員 | 前川 郁典 |
| 委員 | 吉田 政男 |



☆詳しくは、市議会ホームページ(※)をご覧ください。

(H29.9.30現在)

区分	件数	金額(円)
慶弔費	1	16,200
渉外賄関係	2	16,340
その他	3	16,900
合計	6	49,440

平成29年度予算額
300,000円

※ <http://www.city.aioi.lg.jp/site/gikai/>

議長交際費の執行
状況について

相生市議会では、開かれた市議会をめざして、議長交際費の執行状況を公開しています。

第2回 議会報告会を開催します。

相生市議会では、昨年度に引き続き、市民の皆様信頼される開かれた議会を目指し、日ごろの議会活動や取組状況を報告するとともに、皆様から議会活動や市政に対するご意見等を伺う、議会報告会を開催いたします。

- とき 平成30年2月3日(土)
午前10時30分~12時00分
- ところ 相生市文化会館
- 内容 扶桑電通なぎさホール(中ホール)
・ 決算審査特別委員会審査結果について
・ 平成29年12月定例会議案の委員会審査結果について
・ 意見交換会

※事前に申し込む必要はありません。皆様のご来場を、心よりお待ちしております。